きょうから薬と健康の週間

薬局がいま大きく変わろうとしている。単に処方箋を調剤したり、市販薬を販売したりするだけでなく、地域医療との連携に力を入れ「同時に『かかりつけ薬剤師・薬局』として、住民一人ひとりの健康をサポートする拠点になること」を目指している。17日から23日まで「薬と健康の週間」（厚生労働省、日本薬剤師会など主催）。薬局・薬剤師をもっと身近な存在として活用し、自身の健康維持を図りたい。

地域に根付く薬局 目指し

自分の生活圏内にかかりつけ薬局を

京都の生まれ育った町で薬局をもつ日本薬剤師会の渡邊大記・常務理事は「地域医療に主眼を置き、地域に根付く薬局を目指している」と薬局のあるべき姿を描く。

これはどういう意味か。例えば、市販の風邪薬や胃腸薬を買う場合、自分の判断で薬を選ぶこともあるが、ときとして「尿が出にくくなる」「眠くなる」といった思わぬ副作用に苦しむケースがある。しかし、前もって薬剤師に相談すれば、副作用の予防など大きなメリットが得られる。

いうまでもなく薬剤師は大学で6年間、薬に関する専門知識を学んだ薬の専門家である。市販薬にも多くの種類がある。渡邊さんは「前立腺肥大などで尿の出にくい症状を持つ人が市販薬を買う場合、排尿が困難になる副作用を防ぐために、尿を出にくくする作用がある成分を含む薬をのんではいけないとアドバイスできる」と話す。

この例から分かるように薬局を利用する人にとってまず必要なのは、気軽にいつでも相談できる「かかりつけ薬剤師・薬局」をもつことだ。

かかりつけ薬剤師・薬局は身近にもつことが大事だ。

一般に医療機関から処方箋をもらうと、その近くにある薬局で調剤してもらう人が多いが、薬をのむのは自宅や職場である。いざ服用して、何かが都合なことが生じた場合、遠く離れた薬局に行くことはなかなか難しい。かかりつけ薬剤師・薬局は、できれば自分が容易にアクセスできる生活圏の中にもつようにしたい。

かかりつけ薬剤師・薬局を身近にもては、複数の医療機関で受診している場合でも、一カ所で服薬状況の管理が可能で、薬の副作用やのみ合わせに関するアドバイスも得られる。休日や夜間でも相談できる存在は心強い。この姿が地域に根付く薬局である。

渡邊大記・日本薬剤師会常務理事

健康サポート さらに拡充

最近は、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を拡充して、さらに地域住民の健康を総合的に支援する拠点として「健康サポート薬局」が誕生している。地域の人々にとって必要な機能要件を満たせば、その看板を掲げることができる。日本薬剤師会が作製したマーク＝①＝も目安となる。この制度は3年前に生まれ、今年6月時点で1432軒に増えた。日本薬剤師会では、2025年までに中学校区に1軒（全国で1万～1万5000軒）の普及を目指している。

健康サポート薬局は、住民・患者の二元的・継続的な服薬管理はもちろん、在宅医療への対応▽夜間・休日の対応▽健康食品に関する相談▽介護に関する相談▽近隣の医療機関との連携――などさまざまな機能を発揮している。これが地域医療にも主眼を置く薬局の姿である。

もちろん、健康サポート薬局でなくとも、地域に根付いた活動は不可欠である。渡邊さんは「薬剤師は、その地域の健康上の課題解決に向けて多職種と連携を図り、さまざまな健康啓発活動に取り組むことも大切な仕事だ」と述べる。

薬局はさらに進化・発展する様相を見せている。国は現在、薬局のかかりつけ機能の強化に向けて、在宅医療への継続的な対応などの機能を持った「地域連携薬局」と、がん患者などの薬学的管理に専門医療機関と連携して対応する「専門医療機関連携薬局」の二つの類型をもつ制度の導入を検討している。法律が成立すれば、薬局を選ぶ一つの目安になることは間違いない。

ただ、いろいろな特性をもつ薬局が出てきても「薬局自体の本質的な機能は変わらない」と渡邊さんは語る。「単に薬を地域住民に提供することにとどまってはいけない。地域住民の健康を守るという意識が基本だ」と説明する。

厚生労働省基準適合
健康サポート薬局

①

ドーピング防止、相談して

2020年東京五輪が近づき、国民のスポーツへの関心が高まる中、薬剤師のアンチ・ドーピング活動も注目されている。スポーツ選手が風邪薬や頭痛薬、サプリメントなどに含まれた禁止薬物を不用意に摂取してしまい、その成分が体内から検出されれば、ドーピングに問われてしまう。しかし、最新のアンチ・ドーピング知識をもっている薬剤師に相談すれば、こうした「うっかりドーピング」を防ぐことができる。

公益財団法人「日本アンチ・ドーピング機構（JADA）」は10年前から、所定のカリキュラムと認証試験を修了した薬剤師を「公認スポーツファーマシスト」として認定。今年4月時点で、全国で9530人の薬剤師が認定を受けている。その存在は薬局にあるステッカー＝②＝で分かる。渡邊さんも資格をもつ。

「ぜひ相談を」と活用を呼びかけている。

日本は国民皆保険により医療保険制度が充実しているが、併せて、健康を維持するための生活習慣の取り組み、軽い病気やけがの場合は市販薬などを使って自分で治す「セルフメディケーション」の充実も求められている。17年1月には、セルフメディケーション税制が始まり、自らの健康を守る人々の負担軽減も図られている。ぜひ健康相談や薬の上手な利用方法など、気軽にかかりつけ薬剤師に相談してほしい。

②

「スイッチOTC医薬品」購入で所得控除

セルフメディケーション税制の控除額と減税額

課税所得400万円の場合

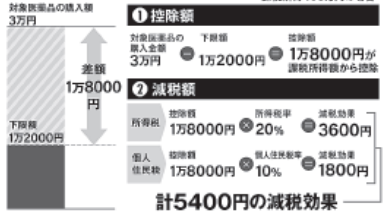

セルフメディケーション 税 控除 対象 Q&A

Q　セルフメディケーション税制とはどんな制度ですか。

A　セルフメディケーション税制とは、健康の維持や病気の予防などで「スイッチOTC医薬品」を購入した人を対象に所得控除を認める制度です。

Q　対象となる「スイッチOTC医薬品」にはどのような医薬品が該当しますか。

A　スイッチOTC医薬品とは、OTC医薬品（OTCはオーバー・ザ・カウンターの略。カウンター越しに購入できる薬）のうち、医療用から一般用医薬品に切り替えられた薬のことです。風邪薬、頭痛薬、胃腸薬、肩こり・腰痛の貼付薬など約1500品目あります。該当製品には、「セルフメディケーション税控除対象」というマークの入ったマーク＝ロ＝が表示されています。

Q　スイッチOTC医薬品を購入すると、どれくらい医療費が控除されるのですか。

A　スイッチOTC医薬品の購入金額（1月1日から12月末までの合計）が1万2000円を超えた場合、その超えた金額（上限は8万8000円）が課税所得から控除されます。例えば、課税所得400万円の人が3万円分のスイッチOTC医薬品を購入したら、1万2000円を差し引いた1万8000円が控除対象になります。その結果、所得税と個人住民税を合わせ、5400円の減税になります。

ただし、従来の医療費控除との併用はできず、どちらかを選択することになります。また、通常の健康診断や予防接種など一定の取り組みを行っていることが前提条件になります。

詳しくは薬剤師さんに聞けば教えてくれます。

PR　企画・制作／毎日新聞社営業総本部